

平成30年度 学校の経営

1. 基本方針

日本国憲法及び教育基本法をはじめとする教育諸法令等に則り、人権尊重の精神を基本とし、知(「確かな学力」)・徳(「豊かな人間性」)・体(「健康・体力」)の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育の充実を図る。

2. 教育目標

『ともに生きる子』

- * 集団の中で一人一人を尊重し、互いのちがいを認め合い、互いを大切にする態度を育む取組を推進する。
- * ユニバーサルデザインに基づいた「授業づくり」やすべての子どもたちの自尊意識(自己肯定感及び自己有用感)を高める「集団づくり」を進め、「ともに学び、ともに育つ」教育について共通理解し、一層の充実を図る。

〔めざす子ども像〕

- 「明るく」 … 明るく、健全な精神をもち、自尊心とともに他者を尊重する心で行動できる子
- 「たくましく」 … 基本的な生活習慣を身につけ、命の大切さを自覚し、生きることの喜びを感じる子
- 「考える」 … 学ぶ意欲をもち、自ら進んで学ぶとともに、学びあい、高め合える子

〔めざす学校像〕

『すべては子どもたちのために』

「笑顔あふれる学校」「学ぶ喜びのある学校」「信頼される学校」

【「めざす学校像」を実現するために】 < *TOGETHER* >

1 気持ちのそろう教職員集団 (*Teachers*)

- ・チーム力を引き出すリーダーシップ
- ・信頼感に基づくチームワーク
- ・学びあい、育ちあう同僚性

2 戦略的で柔軟な学校運営 (*Organization*)

- ・ビジョンと目標の共有
- ・柔軟で機動性に富んだ組織力

3 豊かなつながりを生み出す生徒指導 (*Guidance*)

- ・一致した方針のもとでのきめ細かな指導
- ・子どもをエンパワーする集団づくり

4 すべての子どもの学びを支える学習指導 (*Effective teaching*)

- ・授業規律の確立
- ・基礎学力定着のためのシステム
- ・多様な学びを促進する授業づくり

5 とともに育つ地域・校種間連携 (*Ties*)

- ・多様な資源を生かした地域連携
- ・明確な目的をもった校種間連携

6 双方向的な家庭とのかかわり (*Home-school-link*)

- ・基本的な生活習慣及び学習習慣の形成を促す働きかけ
- ・家庭とのパートナーシップの推進

7 安心して学べる学校環境 (*Environment*)

- ・安全で規律のある雰囲気
- ・学ぶ意欲を引き出す学習環境

8 前向きで活動的な学校文化 (*Rich school culture*)

- ・誇りと責任感にねざす学校風土
- ・可能性を伸ばす幅広い教育活動

〔めざす教職員像〕

- * 一人一人の子どもを大切にし、温かさと厳しさで子どもに寄り添う教職員
- * 心身ともに健康で、使命感に燃え、常に伸びようと自己研鑽に努める教職員
- * 和を大切にし、協働意欲にあふれ、心配りのできる教職員
- * 節度ある態度と良識をもち、地域や家庭、子どもから信頼される教職員

3. 本年度の重点目標

(1) 「TEAM 招提小」のブラッシュアップ

- * 校長のリーダーシップとマネジメントのもと、チームとして達成すべき目標を共有し、その目標達成に向け、組織的に、計画的に、一貫性をもって取組を推進する。
- * 教職員をまとめる教頭及び教務主任、各分掌の担当者等のリーダーシップのもと、教職員一人一人がもてる多様な特性や能力を発揮し、それぞれが責任を果たすことに誇りをもち、教職員相互の信頼関係を築き、チームワークの結束を図る。
- * 教育公務員としての使命を自覚するとともに、倫理観・規範意識を高め、一人一人の資質の向上を図る。
- * 職責を遂行するため、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上や豊かな人間性を培うことをめざし、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整える。

(2) 「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」の育成

- * 学校力並びに教職員の指導力の向上を図り、小中9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続等、「9年間の教育に責任をもつ」ということを教職員が意識した小中一貫教育の取組を推進する。
- * 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。
- * 学習の基盤となる基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と定着を図る。
- * 獲得した知識及び技能の活用を図る学習活動に取り組み、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度(学びに向かう力)を養う。
- * 豊かな心を育む教育の充実に向け、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組み、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うとともに、知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面した時に行動できる態度や技術・技能を身に付けるよう指導・支援する。
- * 健やかな体を育む教育の充実に向け、市の「体力向上研究モデル校」として、日々の体育の授業を充実させるとともに、業間や行事等の教育活動全体を体力向上の機会と捉え、「体力づくり」の取組を推進する。

(3) 「地域とともにある学校」づくりの推進

- * 本校の教育目標を実現するために、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制づくりに努める。
- * 保護者、地域への積極的な情報発信を行うとともに、より一層の連携・協働の充実を図る。
- * 自然災害・不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対し、安全教育の一層の徹底と保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった安全確保の取組を推進する。

4. 具体的な方策

〔学校運営組織の確立〕

- (1) 関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営する。
- (2) 企画委員会及び校務分掌部会を中心とした学校運営組織を確立する。その組織を機能的に運用し、諸課題の解決・改善に取り組む。
- (3) 週1回のブロック学年会を校内組織体制に位置づけ、計画的な学習の進捗状況の管理並びに、系統性・一貫性のある授業づくりや教材研究等、授業改善に向けた取組を進める。
- (4) 「教職員の評価・育成システム」を実施し、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化を図る。
- (5) 教職員間のハラスメント等のない良好な職場環境を維持するとともに、勤務時間管理及び健康管理に努め、『めざす教職員像』の達成をめざす。

〔小中一貫教育〕

- (6) 招提中学校区の現状や課題を踏まえ、校区小中学校が連携した指導体制を確立し、義務教育9年間を見通した小中一貫教育での学力向上等に向けた合同研修会及び情報交換・意見交流会等を実施する。

〔教育課程〕

- (7) 教育課程を適正に編成する。その教育課程に基づき、学習指導要領に示された内容を適切に指導する。

〔確かな学力の向上〕

- (8) 小中一貫・学力向上推進リーダー及び学力向上推進部を中心に、全国学力・学習状況調査について、全教員で問題及び結果の分析を行い、児童の実態を把握し、課題に正対した日々の授業改善に取り組む。
- (9) 落ち着いた環境で学習に取り組むため、「学習のきまり」に基づき、発達段階に応じた学習規律を確立し、徹底を図る。
- (10) 「学びに向かう力」を育むため、子どもたちの興味・関心・意欲を高めるような教材提示や板書・発問の工夫等の指導の工夫・改善を行う。
- (11) 学習の基盤となる「計算力・漢字力・ことばの力」等、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と定着を図る。また、「聞き方」「話し方」等について、共通した掲示物を作成・配付し、子どもたちへの意識づけを行い、一貫性のある指導を行う。
- (12) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「Hirakata 授業スタンダード」に基づき、目標(めあて・ねらい)の提示や、学習の見通しを立てる、ひとりでじっくり考え、発表や話し合いをする、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、発達段階に応じた『授業スタイル(授業の進め方)』を研究・実践する。特に、「じっくり考える力」の育成を最重点課題として授業で取り組むとともに、「かみわり合う力」「学びあう力」の育成にも努める。
- (13) 共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究を行う。
- (14) 学力の定着状況を把握するとともに、指導方法の改善・評価活動の充実に活用するため、国語科及び算数科で学期末テスト等を実施する。
- (15) 「家庭学習のてびき」について、子どもたち及び家庭への周知を図り、連携、協力して家庭での学習習慣が身に付くよう努める。また、「自主学习ノート」の取組及び放課後自習教室を有効活用し、自学自習力の育成に努める。
- (16) 「来室したくなる」「ずっと居たくなる」、居心地のよい学校図書館の環境整備に努める。また、「朝読書」及び「読書週間」を設定したり、外部講師による「ストーリーテリング」を行ったりして、子どもたちの読書に対する興味・関心・意欲を高め、「ことばの力」や「考える力」を育む読書活動を推進する。
- (17) 新学習指導要領の円滑な実施に向け、趣旨や内容等の十分な理解を図るため、教科部における各教科の研究を進めるとともに、新学習指導要領についての研修を行う。
- (18) 総合的な学習の時間等において、諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進する。
- (19) 情報活用能力を身に付け、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」へとつなげるため、タブレット型パソコンの効果的な活用を図る。また、新学習指導要領に基づき、プログラミング教育の考え方について、理解を深めるとともに、指導方法について研修に努める。

- (20) 3、4、5、6年の算数科において少人数指導によるきめ細かな指導を行う。また、専科授業や交換授業、合同授業など子どもたちの学びを深める指導方法の工夫に努める。

〔豊かな心の育成〕

- (21) 学校教育全体、とりわけ道德教育及び人権教育を通じて、「自己肯定感・自己有用感」を育む体験的な活動を積極的に取り入れる。そして、教職員が意欲的に児童を「褒める」「励ます」指導を行う。
- (22) 子どもたちの豊かな心の育成に向け、道德教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道德教育全体計画について全教職員で共通理解し、「道德科」の年間指導計画に基づいた道德の授業の充実を図る。
- (23) 「道德科」の全面实施を受けて、質の高い多様な指導方法や評価のあり方についての研究を進めるとともに、府教育庁作成の『特別の教科 道德』実践事例集』を積極的に活用するなどして、授業の充実に努める。
- (24) 「道德科」の授業公開を家庭や地域社会へ積極的に行い、保護者、地域の方々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道德教育を進める。
- (25) 「進んで元気に挨拶ができる」「場に応じた正しい言葉遣いができる」「掃除をしっかりとできる」「最後まで粘り強くやりぬく」等の道德性を重点内容として道德の授業に取り組み、道德的実践につなげる。
- (26) 希望と安心感をもって中学校に進学できるよう、中学校と連携する。また、子どもたちが将来に向け、夢や志がもてるよう体験活動を取り入れたり、地域人材を活用したりするなど、キャリア教育の充実に努める。
- (27) 人権教育の指導にあたって、知識の理解に留まることなく、国や府、市等が作成した資料を活用し、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面した時に行動できる態度や技能を身に付けるよう指導・支援する。
- (28) 教職員一人一人が人権意識を絶えず高めるよう心がけるとともに、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。また、豊かな人権意識・感覚をもって教育活動を展開できるよう、参加・体験型等の人権教育の指導方法についての研修を行う。
- (29) 子どもたちの自主的・実践的な活動を促し、ペア学年及び縦割り集団での活動や行事を通じて、子どもたちが集団の一員としての所属感・役割・責任を体得できるよう努め、異年齢集団の育成を図る。
- (30) いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、全教職員が一致して、子どもたちとの信頼関係を築き、正しい児童理解のもと、生徒指導主担者を中心とした生徒指導体制により、適切な指導を行う。
- (31) 問題行動等の対応については、未然防止、早期発見・再発防止のため、自己指導能力の育成に努める。問題行動等が発生した時には、「レベルに応じた問題行動への対応チャート」を積極的に活用し、事実関係の正確な把握と、適切な初期対応、情報共有に努め、生徒指導主担者を中心とした組織的な対応を行う。
- (32) 「学校いじめ基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・解消に向け、アンケート調査や個人面談等による実態把握に努めるとともに、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で指導し、いじめのない学校づくりを進める。

〔健康でたくましい体の育成〕

- (33) 「生活習慣振り返りカード」等の取組を通じて、健康的で、望ましい生活習慣について考えさせるとともに、家庭と連携して子ども自らの心身の健康の保持増進を図る実践力を育む。
- (34) 日々の体育の授業を充実させることはもとより、業間の体育的な遊び並びに、行事(なわとび集会、マラソン集会等)において、子どもたちの体力づくりを行い、体力向上に努める。
- (35) 子どもたちの食への関心や理解を深めるため、農作物の栽培等の体験活動を実施する。栄養教諭を中心に、学校給食を活用した指導や、各教科、総合的な学習の時間等における食に関する指導の推進に努める。
- (36) 地震及び火災等、各種避難訓練を実施し、子どもたちが自らの命を守り抜くための主体的に行動する態度及び自ら危険を回避する力等を育成する。
- (37) 通学路安全マップの作製及び地区児童会、交通安全教室を実施し、交通安全指導に取り組む。また、通学路の点検を行い、関係機関と連携し、安全確保に努める。

〔研究・研修〕

- (38) 学校の課題を踏まえ、校内研究推進体制の確立のもと、授業改善のための授業研究を中心に、校内研究の充実を図り、研究の成果を発表する場として、公開授業・研究協議会を実施する。今年度は、体育科の授業づくり、授業力向上を中心に研究を推進する。
- (39) 体育科の校内授業研究・研修には、外部講師(大学教授等)を招聘し、研究授業・研究協議会及び実技研修を実施する。また、市の「体力向上研究モデル校」として研究を推進し、取組について積極的に公開していく。
- (40) 初任者については、指導教員を中心として、研究授業及び授業観察、授業参観、講義・講話等、OJTによる実践的な研修を行い、学校全体で組織的・計画的に育成を図る。
- (41) 市教育委員会及び大阪府教育センターが実施する研修を積極的に受講する。受講した内容を校内研修及びブロック学年会等で伝達・実践し、学校全体で研究・研修の充実に努める。
- (42) 支援教育の視点を踏まえた子どもたちの理解をすべての教職員に浸透するよう教職員研修及び情報交換・意見交流会を実施する。
- (43) 新学習指導要領に示された、小学校第5・6学年の外国語科及び第3・4学年の外国語活動の実施に向け、JTEと連携を図り、指導力・実践力の向上に向けた校内研修や授業研究に取り組む。

〔家庭・地域等との連携〕

- (44) 家庭・地域から信頼される学校をめざし、学校行事及びオープンスクールや土曜授業参観、学校・学年だよりやホームページ等を通して、学校の取組を積極的に公開し、連携・協力体制づくりに努める。また、教職員が校区区民体育祭や夜間・パトロール等の地域活動へ参画し、地域の方々との積極的な交流の推進に努める。
- (45) 学校をより良い方向に進めるため、授業アンケート及び学校アンケート(学校教育自己診断)はもとより、学校評議員や保護者代表を加えた学校関係者評価を実施する。また、その結果を公表し、家庭や地域との相互理解を深め、学校評価をいかし、教育活動等の自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた「地域とともにある学校園づくり」の視点からの学校経営を推進する。
- (46) 地域人材や授業のゲストティーチャー等の積極的な活用に努め、特色ある教育、特色ある学校づくりを効果的に推進する。
- (47) 保護者や校区コミュニティー協議会等の協力を得て、校区の安全見守り活動等、地域と一体になった子どもたちの安全確保の取組を推進する。

5. 教育目標（「めざす子ども像」「めざす学校像」）の具現化に向けた学校運営組織

(1) 職員会議（補助機関）

[1] 位置づけ

- * 「枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」に基づき運営する。
- * 校長の職務の円滑な執行を図るため、校長が招集し、主宰する。
- * 学校の管理・運営などに関する方針等を伝達・周知する。
- * 学校教育の方針等、校務に関する事項について教職員間における意志疎通、共通理解の促進、意見交換等を行う。

[2] 留意事項

- * 教職員は、職員会議で意見を表明し、議案を提出することができる。
- * 議案は、各部会、ブロック学年会(学年会)等で企画、立案したのち、企画委員会で提案し、管理職の承認を得て、原則、職員会議の3日前までに議案を印刷物で提示する。職員会議での提案は原則として採り上げない。
- * 職員会議の円滑な運営を図るため、議案の提案者は事前に提案方法や時間等について議長(教頭)と十分協議する。また、議長(教頭)は校長に運営方法について事前に了解を得る。
- * 職員会議に欠席、遅刻する場合は、管理職の承認を得るとともに、議長(教頭)に連絡する。
- * 書記は、会議録を作成する。職員会議に欠席した教職員は、会議録で内容を把握し、確認しておく。

(2) 企画委員会（提言機関・調整機関）

- * 本委員会の構成メンバーは、原則、校長、教頭、教務主任、4部会部長、低・中・高学年ブロック主任、生徒指導主任、支援教育コーディネーター、学校事務職員、保健室担当からなる。必要に応じて、他の教職員の出席を求めることがある。議長は教務主任とし、会を進行する。
- * 議長(教務主任)は、職員会議の円滑な運営のため、職員会議で提案する事項について事前に提出させる。
- * 事前に提出された提案事項や学校の諸課題について意見交流を行い、議案の精選、調整を図る。

(3) 学校における主任等の役割と職務内容について

- * 主任は、校長の監督を受け、それぞれの分担する職務に係る事項について、学校内における連絡調整及び関係教職員に対する指導、助言に当たる。
- * 主任は学校組織上の中核という責任のある立場に位置し、その専門的能力や指導力を十分発揮することによって、学校運営の円滑化に資するとともに、教育活動をより充実、活性化させることが期待される。具体的な職務内容は次のとおりである。

[1] 教務主任

校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

校長の監督を受け、当該学校の教育計画の立案・実施・時間割の総合的調整、教科書・教材の取扱い等教務に関する事項について教職員間の連絡調整に当たるとともに、関係教職員に対する指導、助言に当たるものであること。

[2] 学年主任

校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

校長の監督を受け、学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等当該学年の教育活動に関する事項について、当該学年の学級担任及び他の学年主任、教務主任、生徒指導主事等との連絡調整に当たるとともに、当該学年の学級担任に対する指導、助言に当たるものであること。

[3] 保健主事

校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

《参考》 生徒指導主事

校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

校長の監督を受け、学校における生徒指導計画の立案・実施、生徒指導に関する資料の整備、生徒指導に関する連絡・助言等生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について教職員間の連絡調整に当たるとともに関係教職員に対する指導、助言に当たるものであること。